



第6章

江戸川区のこれまでの緩和策

第6章 江戸川区のこれまでの緩和策

1. 日本一のエコタウンをめざします

区では、「日本一のエコタウン」を合言葉として、2008（平成20）年に第1次エコタウンえどがわ推進計画を策定しました。この計画は、主に地球温暖化対策である緩和策をまとめたものであり、二酸化炭素排出量の削減に向けた取組を行ってきました。現在は、2018（平成30）年度から2030（令和12）年度にかけて、第2次エコタウンえどがわ推進計画を実施中です。

計画の大部分は、現在も大切な取組や事例を掲載していることから、今回策定する計画に第2次エコタウンえどがわ推進計画を包含させ、温室効果ガスの削減目標などの一部を改定します。



第2次エコタウンえどがわ推進計画

気候変動への対策は、緩和策と適応策のどちらも重要です。

区は地球温暖化を防止するため、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を削減するための取組を区民・事業者と一体となって行ってきました。今後も緩和策に取り組んでいきます。

2. エコタウンえどがわ推進計画の推進

区は、これまで「エコタウンえどがわ推進計画」を推進し、地球温暖化対策に取り組んできました。

(1) 第1次エコタウンえどがわ推進計画

【計画期間】

2008（平成20）年度～2017（平成29）年度

【第1次目標】

2008（平成20）～2012（平成24）年度までの5年間で、
二酸化炭素排出量を平均で6%削減（2004（平成16）年度比）

【第2次目標】

2017（平成29）年度において、
二酸化炭素排出量を14%削減（2004（平成16）年度比）

◎第1次目標の達成状況◎

2008（平成20）～2012（平成24）年度の二酸化炭素排出量は年平均で220万9千トンでした。これは、基準年度と比較し8.6%（20万8千トン）の削減となり、目標の6%削減を達成しました。

二酸化炭素排出量の経年変化

単位：千トン-CO₂

| 部門 | 2004 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2008-2012 平均 |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-----------------|
| 廃棄物 | 49 | 52 | 60 | 73 | 74 | 76 | 67 |
| 運輸 | 839 | 680 | 673 | 595 | 599 | 565 | 622 |
| 民生業務 | 502 | 502 | 456 | 478 | 425 | 422 | 456 |
| 民生家庭 | 768 | 765 | 785 | 835 | 777 | 767 | 786 |
| 産業 | 259 | 301 | 289 | 272 | 269 | 258 | 278 |
| 合計 | 2,417 | 2,300 | 2,263 | 2,253 | 2,142 | 2,088 | 2,209 |
| 基準年比 | 基準年度 | -4.8% | -6.4% | -6.8% | -11.4% | -13.6% | -8.6% |

※ 電力については基準年度（2004（平成16）年度）の二酸化炭素排出係数に固定して算定しています。

※ 端数を四捨五入しているため、合計値やパーセンテージ等が合わない場合があります。

◎第2次目標の達成状況◎

2017（平成 29）年度の二酸化炭素排出量は年平均で 187 万 7 千トンでした。これは、基準年度と比較し 22.4%（54 万トン）の削減となり、目標の 14%削減を達成しました。

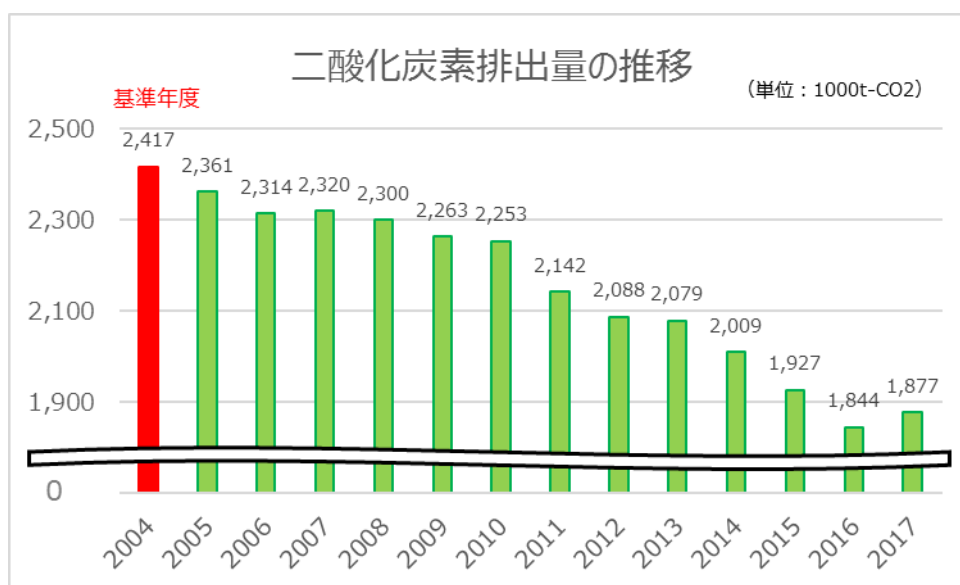
二酸化炭素排出量 単位：千トン

| 部門 | 2004（基準年度） | 2017 |
|------|------------|--------|
| 廃棄物 | 49 | 83 |
| 運輸 | 839 | 444 |
| 民生業務 | 502 | 382 |
| 民生家庭 | 768 | 747 |
| 産業 | 259 | 220 |
| 合計 | 2,417 | 1,877 |
| 基準年比 | — | -22.4% |

※ 電力については基準年度（2004（平成 16）年度）の二酸化炭素排出係数に固定して算定しています。

※ 端数を四捨五入しているため、合計値やパーセンテージ等が合わない場合があります。

第1次エコタウンえどがわ推進計画期間（2008（平成 20）～2017（平成 29）年度）における区の二酸化炭素排出量の推移は下図のとおりです。



※電力については基準年度（2004 年度）の二酸化炭素排出係数に固定して算定しています。

図 6.1 これまでの二酸化炭素排出量の推移

第1次エコタウンえどがわ推進計画は、第1次目標、第2次目標ともに達成しました。これは、「もったいない運動」により、区民や事業者のみなさん一人ひとりの日々の行動（省エネ・省資源・ごみ減量等）の積み重ねによって達成できたものです。

(2) 第2次エコタウンえどがわ推進計画

【計画期間】

2018（平成30）年度～2030（令和12）年度

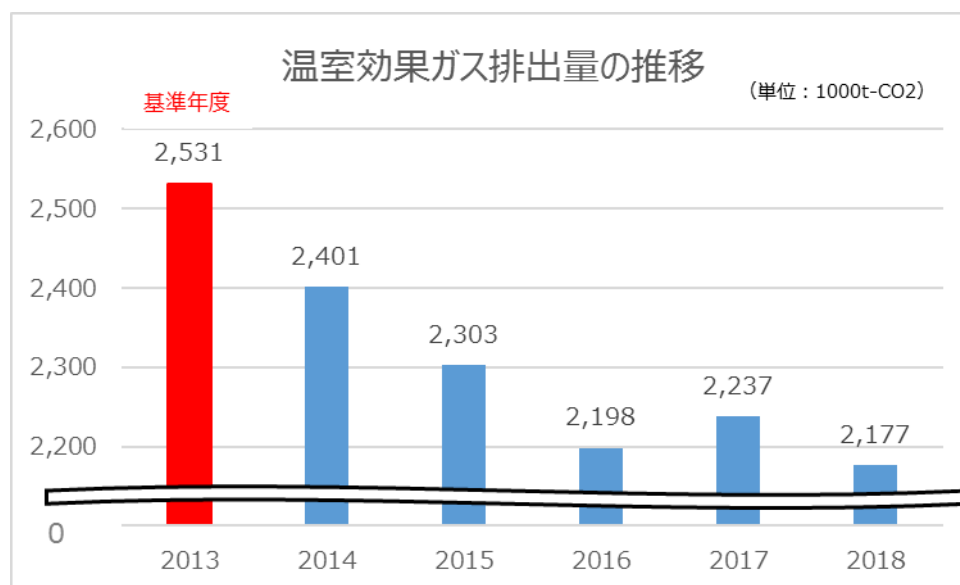
【目 標】

2030（令和12）年度までに、
温室効果ガス排出量の削減目標 40%削減（2013（平成25）年度比）

※2022（令和4）年度までの削減目安：10%

2027（令和9）年度までの削減目安：29%

第2次エコタウンえどがわ推進計画の基準年度は2013（平成25）年度です。2013（平成25）年度からの区の温室効果ガス排出量の推移は下図のとおりです。なお、計画期間は2018（平成30）年度からとなり、現在、2030（令和12）年度に向けて温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。



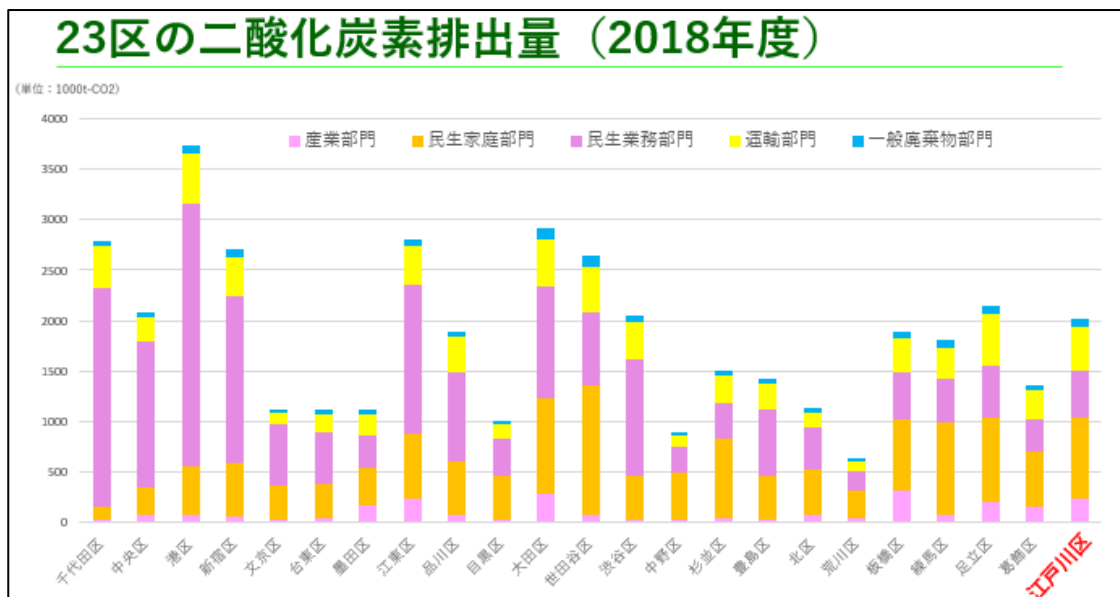
※ 電力については、実情に即した二酸化炭素排出係数を使用して算定しています。

※ 2013 年度は、東日本大震災の影響で原子力発電所が停止したことにより火力発電の割合が増え、温室効果ガス排出量が増加しました。

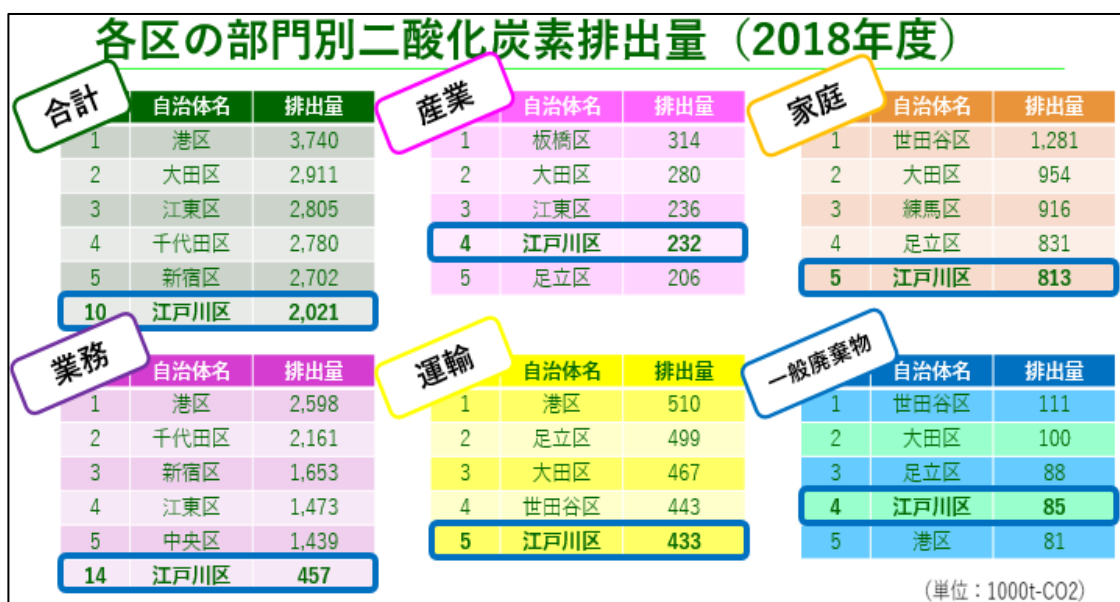
図 6.2 これまでの温室効果ガス排出量の推移

第2次エコタウンえどがわ推進計画において、江戸川区の温室効果ガス排出量（2018（平成30）年度）は217万7千トンとなり、基準年度（2013（平成25）年度）比で14%を削減しています。

下図は 2018（平成 30）年度の東京 23 区における各区の二酸化炭素排出量および部門別排出量です。区の二酸化炭素排出量は 202 万 1 千トンで、23 区で多い方から 10 番目となっています。部門別でみると、区の二酸化炭素排出量は民生部門（民生業務、民生家庭）で約 63%、運輸部門で 21%を占めており、この 2 つの部門について、今後、対策を強化していく必要があります。



出典：「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」
 （オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を基に作成）
 図 6.3 23 区の二酸化炭素排出量（2018 年度）



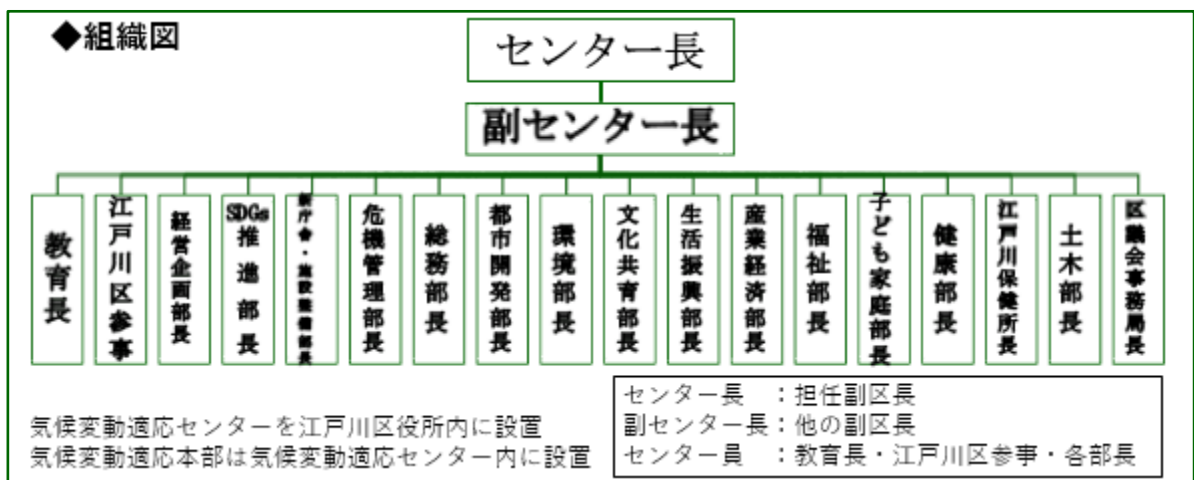
出典：「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」
 （オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を基に作成）
 図 6.4 各区の部門別二酸化炭素排出量（2018 年度）

3. 江戸川区気候変動適応センターを設置しました

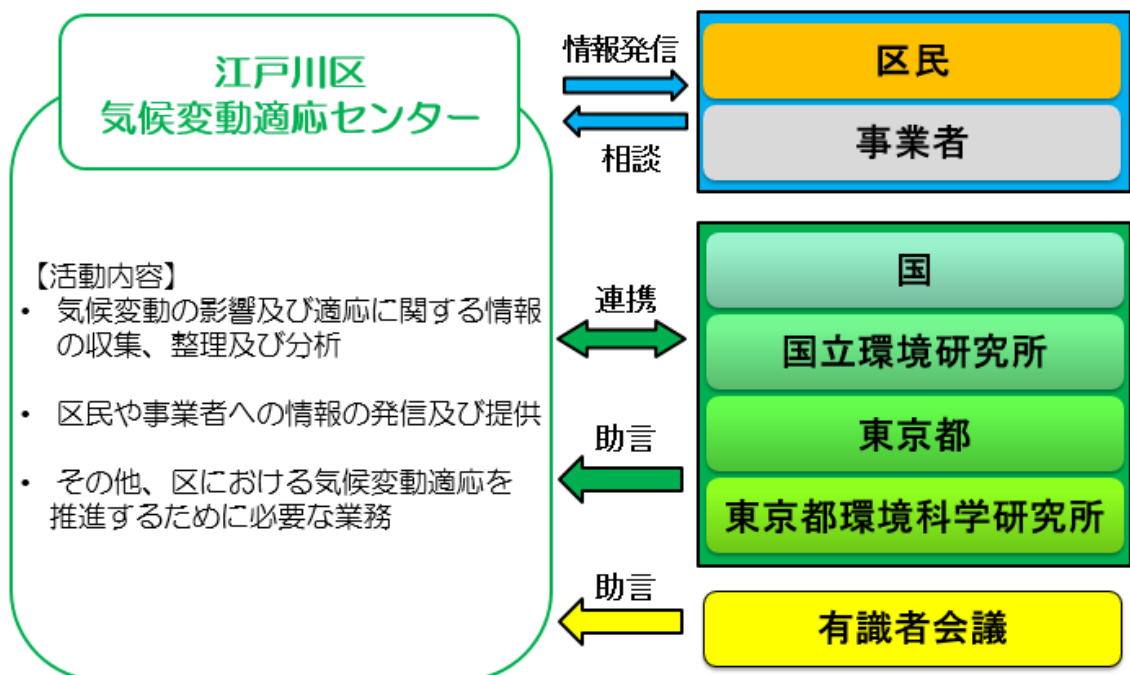
温暖化対策と気候変動による被害の防止や軽減について、区民・事業者と一丸となって取り組むため、区は 2021（令和3）年4月1日に江戸川区気候変動適応センターを設置しました。これは、全国の区市町村レベルでは3番目、都内では初となります。

活動の内容としては、気候変動の影響および適応に関する情報収集や整理、区民・事業者へ向けた情報発信等です。国や都、国立環境研究所や東京都環境科学研究所等の関連機関と連携を取りながら、区における気候変動への適応を推進していきます。

○江戸川区気候変動適応センターの組織



○外部組織との関わり



4. SDGs の達成と共生社会の実現に向けた取組

(1) 「SDGs」=「共生社会」

SDGs の「誰一人取り残さない」という理念は、区が目指す「ともに生きるまち（共生社会）」の考え方と一致します。SDGs17 の目標を達成することが「ともに生きるまち」の実現につながるため、区は SDGs を推進します。その SDGs13 番目の目標には「気候変動に具体的な対策を」が掲げられています。

目標 13 のターゲット 気候変動から地球を守るために、今すぐ行動を起こそう

13-1

気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力（レジリエンス）を、すべての国でそなえる。

13-2

気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

13-3

気候変動が起きるスピードをゆるめたり、気候変動の影響に備えたり、影響を減らしたり、早くから警戒するための、教育や啓発をより良いものにし、人や組織の能力を高める。

出典：「持続可能な世界への第一歩 SDGs CLUB」（公益財団法人日本ユニセフ協会）を基に作成
図 6.5 目標 13 のターゲット

区は 2021（令和 3）年 5 月 21 日、国（内閣府）から「SDGs 未来都市」に選定されました。「SDGs 未来都市」は、SDGs の達成に向け「社会・環境・経済」の三側面から優れた提案を行った自治体が選定されるものです。



SDGs 未来都市選定証

(2) 共生社会の実現を目指して

区は「ともに生きるまち（共生社会）」を目指しています。

「共生社会」とは、全ての人々が年齢、性別、性的指向や性自認、国籍、障害や病気の有無などの人の多様性を認め合い、支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会をいいます。

2021（令和3）年7月には、共生社会を実現するため「ともに生きるまちを目指す条例」を定めました。この条例では、「人」「社会」「経済」「環境」「未来」の5つの理念をうたっています。

条例では、大規模な水害などが起きても誰一人取り残さないことが大切であるとうたっています。

区は、これらの理念に沿って、「ともに生きるまち」の実現に向けて、気候変動対策に取り組んでいきます。

ともに生きるまちを目指す条例 前文

ともに生きる。私たちは、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

人とともに生きる。

このまちには、0歳から100歳以上の人まで様々な年齢の人たちが暮らしています。その中には、障害のある人や外国籍の人などもあります。一人ひとりの「ちがいが」が尊重されることが、まちづくりの源なのだ、私たちは考えます。

社会とともに生きる。

このまちでは、一人ひとりの立場や置かれている状況がちがう人々が集い、学び、働き、遊び、活動しています。ともに力を合わせる大切なのだ、私たちは考えます。

経済とともに生きる。

このまちで活動する事業者は、大切な区民の一人です。地域に力を与えてくれる存在なのだ、私たちは考えます。

環境とともに生きる。

海抜ゼロメートル地帯であるがゆえの災害の危険性を受け入れ、大規模な水害や巨大地震などが起きても誰一人取り残さないことが大切なのだ、私たちは考えます。

未来とともに生きる。

世界中の人々が、より良い未来を創るために活動を始めています。それらを学びながら先頭に立って走り続けたいと、私たちは考えます。今日生まれた子どもたちが2100年になって生活しているこのまちを、夢と希望に満ちあふれたものにしたい。私たちはその実現に向けて全力を尽くすことをここに誓い、2021年、この条例を制定します。

図6.6 ともに生きるまちを目指す条例